

令和2年5月18日

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 執行役員社長 高垣 浩一 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子



### ご連絡

本協会からの令和元年2月5日付申入書に対し、貴社から令和2年3月17日付回答書をいただきました。ご対応いただき、ありがとうございました。

貴社からの回答書により、「So-net モバイル WiMAX2+対応機器販売契約」(以下「本件契約」といいます。)第9条第2項、「対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示」(7)、同「契約の解除に関する事項」の1、及び同「契約解除書面の送付先」について、修正が行われ、一定の是正が図られたことを確認いたしました。

つきましては、今回の申し入れについては、一定のご理解と改善が得られたものと評価し、終了とさせていただきます。

もっとも、「契約解除書面の送付先」の文中、機器購入費を請求するとされている、「返却された端末や付属品(ケーブル、箱など)が通常の使用の範囲を超えて不足、破損などしている場合」とは、利用者に故意過失がある場合と理解されます。機器購入費を請求する場合の運用に際しては、この点をご留意されるよう、お願いいたします。

なお、従前よりお知らせしておりますとおり、貴社のご対応を含む本件の一連の経過、貴社からの回答書につきましては、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することも併せて申し添えます。

以上